

マリレ情報よろず屋

平成28年6月発行「号外」
第二管区海上保安本部
海の安全推進室

<お知らせ>



平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」 「発航前の検査義務違反」

も行政処分の対象として追加されます！



モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項が定められています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※ 処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

第二管区海上保安本部
海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1
(代表) 022-363-0111
(直通) 022-365-9609

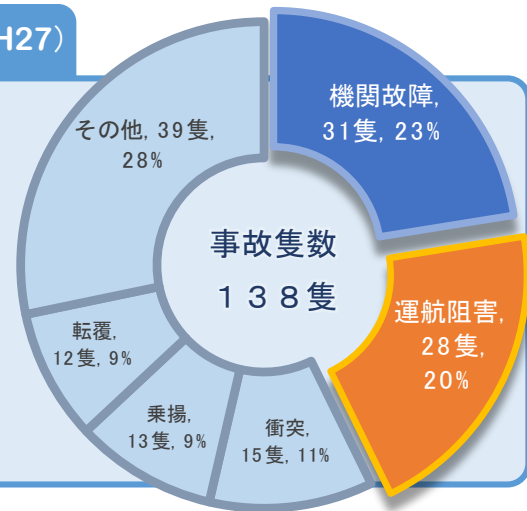
Q：発航前の検査を行いましたか？

YES / NO

東北地方におけるプレジャーボート事故発生状況（H23～H27）

東北地方におけるプレジャーボート事故の約4割を占める**機関故障**、**運航障害**（**バッテリー過放電**、**燃料欠乏等**）の多くは、**発航前の検査が不十分**なために発生した事故です。

簡単に行える**発航前の検査**で、あなたと同乗者の命を守ることができます。



発航前の検査チェックリスト

船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルーム船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



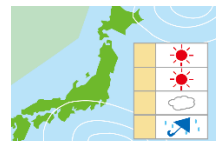
エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジンの状態確認（エンジン始動後の検査）

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。

